

○金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金条例

平成12年10月1日条例第39号

改正

令和3年3月19日条例第12号

金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金条例

(設置)

第1条 意欲ある畜産経営者に対して肉用繁殖牛及び肥育素牛の導入資金の貸付を行うことにより、肉用牛の安定生産、転作により生ずる粗飼料の有効利用、黒毛和種の地域内一貫生産を推進し、畜産振興を図ることを目的として、金ヶ崎町肉用牛導入資金貸付事業基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(貸付対象者)

第3条 貸付対象者は、次の各号のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 金ヶ崎町内に住所を有し、肉用牛経営を営む80歳未満の個人、または、金ヶ崎町内に事業所及び代表者の住所を有し、肉用牛経営を営む従業員5人以下の法人
- (2) 肉用牛の適切な飼養管理が可能で粗飼料の有効利用が可能な者
- (3) 過去1年間の基金及び税金の滞納がないこと。

(貸付対象牛)

第4条 資金貸付の対象は、次の各号のいずれかに該当する黒毛和種の導入とする。

- (1) おおむね6カ月齢以上15カ月齢未満の妊娠していない繁殖雌牛
- (2) 17カ月齢以上60カ月齢未満の妊娠している繁殖雌牛
- (3) おおむね6カ月齢以上15カ月齢未満の肥育素牛

(貸付金額)

第5条 資金の貸付金額は、貸付対象牛の購入価格(消費税を含む)とし、次の各号に定める額を限度とする。なお、購入価格に導入に要する手数料、運賃は、含めないものとする。

- (1) 前条第1号に規定する牛の導入については、1頭当たり90万円
- (2) 前条第2号に規定する牛の導入については、1頭当たり120万円
- (3) 前条第3号に規定する牛の導入については、1頭当たり90万円(ただし岩手県有種雄牛の産子については、1頭当たり120万円とする。)

2 1戸、または、1法人あたりの貸付金額は、次の各号に定める額を限度とする。

(1) 前条第1号及び第2号に規定する牛の導入については、合計240万円

(2) 前条第3号に規定する牛の導入については、合計400万円

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付利率 無利子

(2) 貸付期間 第4条第1号及び第2号に規定する牛の導入については、導入した日から4年以内。第4条第3号に規定する牛の導入については、2年以内

(3) 償還方法 貸付期間内に一括又は、3回以内の分割償還

(4) 延滞利率 延滞貸付金につき、年7.3パーセント

(繰上償還)

第7条 町長は、資金の貸付を受けた者が、資金を貸付の目的以外に利用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

(管理)

第8条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第9条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日条例第12号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に貸付している肉用牛（従前の第3条第1項の財産）については、牛の貸付を受けている者に譲渡し、譲渡対価とすべき額と同額を牛の譲渡を受ける者に対して貸付する。なお、譲渡対価とすべき額は、町が当該牛を購入した際の価格（消費税含む。）とする。

3 前項の規定による貸付は、牛の貸付開始日からこの条例による資金貸付を受けていたものとみなして行うものとし、資金貸付の期間は、譲渡前の牛の貸付期間と同期間とする。

4 この条例施行の際、現に基金に属する第3条第2号から第6号の財産については、なお従前の例による。